函　福　高

平成２９年５月２日

　地域包括支援センター　各位

　居宅介護支援事業所　　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　函館市保健福祉部高齢福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　課長　佐藤　進二

新しい総合事業における介護予防ケアマネジメント費の支払処理に関する代理受領委任状の提出について（依頼）

時下，ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて，新しい総合事業における介護予防ケアマネジメント費につきましては，地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託している場合に，北海道国民健康保険団体連合会から居宅介護支援事業所へ，当該委託料を直接支払うことが可能となります。

つきましては，当該委託料の支払い手続きにあたり，今後は，下記の流れで必要書類を提出してくださいますようお願いいたします。

なお，既に提出している場合は，再度提出する必要はありません。

記

１　提出書類　　①代理受領委任状（様式第２号）

　　　　　　　　　②代理受領委任状（様式第２号）に添付する印鑑証明書

　　　　　　　　※代理受領委任状に押印する印は，事業所の開設者の印となります

　　　　　　　　※印鑑証明書は発行から３か月以内のものを添付してください

　　　　　　　　※印鑑証明書を提出済みの場合はその旨付箋等で分かるようにしてください

２　提出の流れ　　①居宅介護支援事業所　→　市高齢福祉課へ【サービス提供月の前月の１２日まで】

・代理受領委任状　…　委託元のセンター分の枚数

　　　　　　　　　　※センターの情報を事前に入力しているので該当センター分に記入し提出してください。

・印鑑証明書　　　…　１部

　　　　　　　　　　※複数のセンターから受託する場合でも，１部提出いただければ結構です。

　　　　　　　　　　※１つの法人が複数の事業所を開設している場合，１部提出いただければ結構です。

　　　　　　　　　※印鑑証明書を提出済みの場合はその旨，付箋等で分かるようにしてください

　　　　　　　　　②市　→　センターへ【サービス提供月の前月の１５日を目途にメール便で送付】

　　　　　　　　　　市が，居宅介護支援事業所から提出された代理受領委任状を，センターごとにとりまとめ，

　　　　　　　　　　各センターに送付する。

　　　　　　　　　③センター　→　市へ【サービス提供月の前月の２１日まで】

　　　　　　　　　・代理受領委任状を，当課あて提出する。

・印鑑証明書　　　…　１部

　　　　　　　　　　※提出している印鑑証明書が発行から３か月を経過した場合

３　そ　 の 　他　本通知・様式は下記市のホームページにも掲載しています

　　　　　　　　　http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016101700013/

 　　　高齢福祉課　介護予防・認知症担当　相澤・田畑

　　　　TEL：21-3067　FAX：26-5936